

レジ袋有料化 2020年7月1日スタート



レジ袋有料化をきっかけに、
地球にやさしい社会を



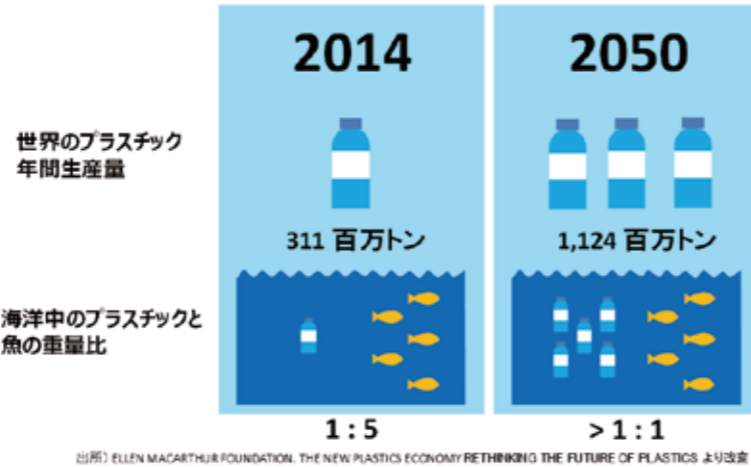
プラスチックは、非常に便利な素材で私たちの生活に貢献しています。一方、海洋プラスチックごみや地球温暖化などの課題もあり、プラスチックの過剰使用を抑制し、賢く利用していく必要があります。

市では、プラスチックごみ等のポイ捨て防止の啓発活動や、レジ袋・ペットボトルなどの使い捨てプラスチックの削減に向け、4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の運動を推進するため、昨年の7月7日に「交野市プラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

また、7月1日(水)からは、全国でレジ袋の有料化がスタートします。この機会に自分自身のライフスタイルを見つめ直し、買い物をする時は、マイバックを持参するなど、できることから取り組みましょう。

環境総務課 ☎892-0121

このままでは・・・
2050年には海洋中のプラスチックごみの量が魚の量を上回る



世界全体では毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋へ流出していると推計されています。

このままでは、2050年には海洋における魚の重量をプラスチックごみの重量が上回ってしまうという予測まであります。

レジ袋有料化
お問合わせ窓口
受付時間 / 9:00~18:15
(土・日・祝日を除く)



事業者向け

☎ 0570-000930



消費者向け

☎ 0570-080180

後期高齢者医療制度のお知らせ

被保険者証が変わります

8月から、「うすみどり色」に変わります。新しい被保険者証は7月上旬に発送。届いたときから利用できます。現在お持ちの被保険者証(だいだい色)は医療保険課までお返しください。

保険料の決定

7月中旬に、令和2年度保険料の「保険料額決定通知書」および「納入通知書」(一体型通知書)を送ります。納付方法は、①「特別徴収(年金天引き)」と②「普通徴収(納付書または口座振替)」(特別徴収にならない人対象)の2通りです。

保険料の軽減について(令和2年度)

世帯の所得水準に応じて、被保険者均等割額が軽減されます(下表のとおり)。

所得の判定区分	均等割の軽減割合	令和2年度の軽減後保険料額(年額)
[令和元年度における8割軽減の区分] うち、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき (ただし、公的年金控除額は80万円として計算する)	7割	16,233円
[令和元年度における8.5割軽減の区分] 同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	7.75割	12,174円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+28万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	27,055円
同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+52万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	43,288円

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。また、世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。

保険料の減免等について

災害や事業不振、新型コロナウイルス感染症等の理由により保険料の全部または一部を納付できないと認められた場合は、納付できない金額を限度に減額または免除される場合があります。詳細はお問い合わせください。

自己負担割合について

医療機関での自己負担割合は、毎年8月1日に当該年度(4~7月は前年度)の住民税が課税される所得額により判定を行います。自己負担割合は、一般は1割、現役並み所得者は3割です。ただし、現役並み所得者と判定された場合でも、要件に該当する方は1割負担に変更することができます。詳細は、被保険者証に同封の「後期高齢者医療制度のしおり」と、チラシ「後期高齢者医療基準収入額適用申請について」をご覧ください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額証)、限度額適用認定証(限度証)について

減額証、限度証は、医療機関に入院・通院した際に窓口で提示すると、医療費等の負担が軽減されるもので、減額証は「住民税非課税世帯(低所得Ⅱ・Ⅰ)に属する被保険者」、限度証は「現役並み所得者のうち課税所得が690万円未満(現役並みⅡ・Ⅰ)である被保険者」が対象です。

8月1日(土)から有効となる証は、現在交付されていてかつ同区分の方のみ自動更新され7月下旬に郵送されます。それ以外の方は申請が必要となります。

自己負担限度額とその判定基準			
所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	3割	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1%(多数回140,100円)
		課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1%(多数回93,000円)
		課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数回44,400円)
一般		18,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(多数回44,400円)
低所得Ⅱ		8,000円	
低所得Ⅰ		24,600円	
		15,000円	

制度に関する問い合わせ 大阪府後期高齢者医療広域連合事務局

▷保険料、被保険者資格、被保険者証などに関すること=資格管理課☎06-4790-2028

▷給付事務、保健事業(健康診査)、医療費通知、レセプト点検に関すること=給付課☎06-4790-2031

保険料の納付、その他各種届出に関する問い合わせ 医療保険課☎892-0121